

社団法人千葉県観光物産協会会員規則

(目的)

第1条 この規則は、社団法人千葉県観光物産協会（以下「協会」という。）の会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 協会の会員は次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 観光事業に関係するもの又は学識経験を有するもので、総会において推薦されたものとする。

(入会)

第3条 協会の趣旨に賛同し、会員になろうとするものは、別紙様式1により、会長に申し込むものとする。

(入会基準)

第4条 次に掲げるものは協会の会員になることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 各法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでのもの
- (3) 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでのもの
- (4) 入会することにより、協会の運営に著しく不利益をもたらすと理事会が判定するもの

(入会金)

第5条 入会金は別表第1の基準により算定した額とする。ただし、当該額を超えることを妨げない。

(会費)

第6条 会費は4月1日を基準日とし、年会費とする。

- 2 会費は、別表第1の基準により算定した額とする。
- 3 会員は、前項の規定により算定した額を超えて会費を収めることができる。
- 4 入会した年度の会員期間が1年に満たないものの会費は、会員として在籍する月数により按分して算定した金額とし、100円未満については切り捨てるものとする。

(納入)

第7条 会員は入会金、会費及びその他必要に応じ協会から請求される負担金等について、通知された日から1か月以内に納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、期限を定めて通知されたときは、当該期限までに納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、別紙様式2により、会長に退会を申し出て、任意に退会することができる。

- 2 翌年度以降に退会しようとするものは、別紙様式3により、会長に申し出ることにより、前条第4項を準用することができるものとする。
- 3 退会しようとするものは、会費の納入等所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

第9条 協会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、除名することができる。この場合、その会員に対し、弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 本協会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

附則

この規則は平成19年4月1日から施行する。

ただし、賛助会員に係る事項については、定款第5条に賛助会員を規定し、変更認可を受けた日から施行する。

附則

この規則は平成20年5月23日から施行する。（会費基準関係・入会申込書）

附則

平成23年3月23日 一部改正（名称、目的）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、(社)千葉県物産協会から(社)千葉県観光協会へ一括入会した会員、(社)千葉県物産協会との合併により承継した会員、県産品製造・販売事業者の区分で入会する会員の23年度の会費については、経過措置として、(社)千葉県物産協会の従前の会費基準を適用する。